

資材の再資源化等に関する事項（変更分）

（建築物に係る解体工事）

○解体工事に要する費用等

（１）分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （ ）	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２）解体工事に要する費用（直接工事費） （変更前） 円（税抜き）
（変更後） 円（税抜き）

（注）解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を含み、仮設費及び運搬費を除く額

（３）再資源化をする施設の名称及び所在地

（変更前）

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

（変更後）

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

（４）再資源化等に要する費用（直接工事費） （変更前） 円（税抜き）
（変更後） 円（税抜き）

（注）特定建設資材廃棄物の運搬費を含む額